

ザハロフ草案：憲法委員会案のパリアント(1993. 6. 4)

＜憲法委員会草案等に基づくザハロフ草案＞

KK 資料集第 5 巻 1007-1038 頁

ロシア連邦憲法

＜注記＞ 93年6月段階でのある種の折衷案

草案の起草者専門家グループ；最高会議共和国院社会政策委員会委員長・法学博士 M.И. ザハロフ、最高会議法務部次長・法学修士 P.M. ツィヴィリョフ、立法・比較法学研究所所長・法学修士 И.А. オクニコフ、最高会議法務部課長補佐・A.B. オストロメツキー、モスクワ法科大学教授・法学博士 Э.Г. トゥチコーヴァ。

草案は、憲法委員会作成の草案と大統領のイニシャティヴによって作成された草案に基づいて作成されたものである。

この草案の準備に関するイニシャティヴは、ロシア連邦最高会議の指導によって承認されたものである。

＜編成＞

第1編

第1章 憲法体制の基本原則

第2章 人と市民の基本的権利、自由および義務

第3章 連邦体制

第4章 ロシア連邦大統領

第5章 ロシア連邦最高会議

第6章 ロシア連邦政府

第7章 裁判権

第8章 地方自治

第2編

第9章 連邦と共和国の権限区分条約（短縮形）

第10章 連邦と地方、州等の権限区分条約

第11章 連邦と自治州、自治管区の権限区分条約

第3編

第12章 ロシア連邦憲法の施行

（前文）

ロシア連邦の多民族からなる人民は、

わが国において共通の運命によって結びつき、
先祖を記憶し、それを祖国への愛、善と公正（正義）への気高い信頼に代え、
人の自由と権利および尊敬に値する生活、市民的平和および合意を承認し、
歴史的に形成された国家的統一を保持し、
ロシアを復興し、そしてそれを揺るぎない民主的な国家にし、
現在と未来の世代の前にある祖国への高い責任に基づき、
世界共同体の一員であることを自覚して、
ロシア連邦憲法を制定し、ここに最高の法的効力を有するわが国の基本法としてこれを
宣言する。

第 1 編

第 1 章 憲法体制の原則

第 1 条 ロシア連邦は、主権的で、法治的かつ民主的な連邦制に基づく社会国家かつ世俗
の国家である。

② ロシア連邦およびロシアの国家の名称は、同義である。

③ ロシア連邦の主権の担い手および国家権力の唯一の源泉は、多民族からなる人民であ
る。

④ ロシア連邦は、その領土に対して最高の権力を有し、独立して、その内外政策を定め、
これを実施する。

⑤ 国家、社会を公的に代表する。国家は、社会に奉仕し、人および市民に対して責任を
負う。

第 2 条 ロシア連邦の最高の価値は、人ならびに人の生命および健康、名誉および尊厳、
人身の不可侵および安全、権利および自由である。

2 国家権力の主要な義務は、人の権利および自由の遵守および擁護である。

第 3 条 国家、その機関、地方自治機関、企業、施設、社会団体、公務員および市民は、
ロシア連邦憲法およびそれに基づく法律、その他の規範的アクトにしたがってその活動を
行う。行動する。

② 連邦法律は、ロシア連邦の全土においてこれを適用する。連邦法律とその他の規
範的アクトが矛盾する場合は、連邦法律を適用する。

③ 法律、その他の規範的アクトは、これを公に公布しなければならない。人および市民
の権利、自由および義務に関する法律およびその他の規範的アクトは、その公布の後にこ

れを施行するものとする。

④ 一般に承認された国際法の原則および規範ならびにロシア連邦の条約は、ロシア連邦の法システムの一部を構成する。

第4条 ロシア連邦においては、共和政体が取られる。

② 人民は、直接にまたは国家権力の体系および地方自治をとおして、ロシア連邦の憲法および法律の定める形態と手続により、その権力を行使する。

③ ロシア連邦憲法の定める国家権力機関の選挙は、自由選挙であり、普通、平等、直接の選挙権に基づき秘密投票でこれを行う。

④ 社会のいかなる一部、いかなる団体またはいかなる個人も、ロシア連邦憲法および連邦法律に反して、国家においてこの権力を横奪することはできない。

第5条 国家権力のシステムは、立法、執行および司法の権力分立原則、ならびにロシア連邦と共和国、地方(クライ)、州、連邦的意義を有する市、自治州および自治管区のあいだの管轄事項および権限の区分に基づいてこれを構築する。

② 立法権、執行権および裁判権の権力機関は、独立し、互いに作用しあう。これらの機関は、均衡をたもちつつ、独立してその権限を行使する。これらの機関は、ロシア連邦憲法および連邦法律の定めるそれぞれの権限の範囲を越えて活動することはできない。

③ 国家の元首は、ロシア連邦大統領である。

第6条 ロシア連邦の国家・地域構造は、ロシア連邦の不可欠の統一を保障するための連邦主義および国家権力の非集権化、ならびにロシア連邦を構成する諸民族の自決権の原則に基づくものとする。

④ 共和国、地方(クライ)、州、連邦的意義を有する市、自治州、自治管区（以下、ロシア連邦構成主体という）の法的地位の原則は、ロシア連邦憲法がこれを定める。ロシア連邦構成主体は、共和国憲法、地方(クライ)、州、連邦的意義を有する市の憲章、自治州および自治管区に関する連邦法律によってこれを定める。

第7条 ロシア連邦においては、政党、労働組合、青年団体、宗教団体およびその他の社会団体は、自由にこれを設立し、また自由に活動する。連邦法律は、社会団体またはその設立文書（規約等）の条件および登録手続を定める。

② 国家は、社会団体の合法的な活動に干渉することはできない。

③ いかなるイデオロギーおよび宗教も、全国家的な性格または拘束力を有するものとしてこれを宣言することはできない。

④ その活動が人種的、民族的、社会的、宗教的敵意および憎悪、暴力、テロ行為および

戦争を引き起こし、国家権力類似の機関の設立に繋がる社会団体の設立はこれを認めない。

第 8 条 経済関係の基礎は、経済活動、企業活動および労働の自由、ならびに所有形態の多様性と平等である。

② 国家は、人と社会のために経済生活の規制を行い、企業活動および競争の自由を保証する。経済活動の自由は、独占および不正競争のためにこれを利用することは許されない。

③ 外国の法人およびロシア連邦市民ではない自然人の企業活動は、連邦法律の定める条件と手続により、これを認める。

④ 経済的諸関係は、社会的パートナーシップに基づいてこれを打ち立てる。

第 9 条 ロシア連邦の全領域において、生産物、商品、サービスおよび金融資金は、いかなる障害もなく、ロシア連邦に存在する連邦構成主体と他の領域単位とのあいだの境界から独立に、これを自由に流通する。

連邦構成主体と他の領域単位の境界を超える生産物、商品、サービスおよび金融資金の移転に何らかの税金および手数料を定めることはこれを認めない。

生産物、商品、サービス、金融資金の流通の個々の一時的な制限は、安全保障、人々の生命および健康の保護、自然および文化財の保護のために連邦法律によってこれを行うことができる。

第 10 条 所有は、すべての形態、すなわち私的所有、国家的所有およびその他の所有において、これを認め、かつ保証される。

② すべての所有形態は、平等の法的保護を受ける。

③ 所有権は不可侵である。何人も、その財産を恣意によって奪われることはない。財産の強制収容は、連邦法律の定める場合に、被った損害の義務的な補償のうえに、これを認める。

財産の押収（差押え）は、裁判所の決定によってなされ、その国有化はこれを禁止する。

第 11 条 家族、母性、父子関係、子どもは、国家と社会の特別の保護のもとにおかれる。

② 嫡出子および非嫡出子は、同じ社会的保護を受ける。

③ 婚姻は、夫婦の自発的な同意と同権に基づく。

④ 親は、その子どもが成人するまで、扶養し、養育する義務を負う。両親は、平等の権利を有し、平等の義務を負う。

第 12 条 ロシア連邦の全領域において、ルーブリが唯一の通貨単位である。連邦予算、ロシア連邦構成主体予算および地方予算に徴収する税のシステムは、連邦法律によってこれを定める。

② 活動にともなて標準的な収入を得る機会を排除し、または帰属する財産の維持を不可能にするような加重はな課税は、これを認めない。

③ 国債は、連邦法律に基づいてこれを発行し、強制的なものであってはならない。

第 1 3 条 ロシア連邦は、世界共同体の全権をもつ構成員であり、一般に承認された国際法の原則および規範、その締結した条約を遵守し、国際組織、集団的安全保障システムに参加し、全般的で公正な平和、諸国家間における互恵の国際協力をめざす。

② 交戦権（戦争遂行権）は、侵略への反抗および国際法の諸規範が定めるその他の場合のほかは、これを認めない。

第 1 4 条 ロシア連邦は、国旗、国章および国歌を定める。

② ロシア連邦の国旗は、上が白、中央が青、下が赤の同じ幅の 3 本の水平な縞のある長方形の布である。旗の幅と長さの比は 2 対 3 である。

③ ロシア連邦国歌は、エム・イ・グリンカ作曲の「愛国の歌」である。ロシア連邦の国歌の歌詞および国章の図柄は、連邦法律によってこれを承認する。

④ ロシア連邦の首都は、モスクワ市である。首都の地位は、連邦法律によってこれを定める。

第 2 章 人および市民の基本的権利、自由および義務

第 1 5 条 人の基本的権利および自由は、自然的で譲渡されることはなく、生れながらのものである。

② ロシア連邦憲法に定める人と市民の権利および自由は、これに限定されるものではなく、その他の一般に認められた権利および自由を軽視せず、これを拡大することができる。

第 1 6 条 ロシア連邦市民は、1 8 歳に達した後は、完全に自立して、その権利および自由を行使する。

第 1 7 条 各人は、法律および裁判所の前に平等であり、平等の法的保護を受けり権利を有する。各人は、人種、民族的帰属、言語、出自、社会的地位、財産状態もしくは職業上の地位、居住地、宗教に対する態度、またはその他の事情の如何にかかわらず、権利および自由の平等を保証される。

② 男と女は、平等の権利および自由を有する。

③ エスニック・マイノリティに属する市民の権利および自由は、連邦法律によってこれを保証する。

第 1 8 条 個人の権利および自由の行使は、他の市民の権利および自由を侵害するもので

あってはならない。

② 憲法体制の暴力的な変更または排除、人種的、民族的、社会的および宗教的な反目および憎悪、ならびに暴力と戦争の宣伝および扇動のために権利および自由を行使することは、これを禁止する。市民および公務員は、あらゆる憲法体制の暴力的な変更または排除の企てに対して抵抗しなければならない。

第 19 条 ロシア連邦に生まれ、居住する各人は、ロシア連邦の国籍に対する権利を有する。

② ロシア連邦国籍の取得および喪失の手続は、連邦法律によってこれを定める。すべての市民は、ロシア連邦の国籍の取得の根拠の如何にかかわらず、平等である。

③ ロシア連邦の市民は、国籍または国籍変更の権利を奪われることはない。

④ ロシア連邦の市民は、ロシア連邦の国外に追放されることはない。

⑤ ロシア連邦の市民は、ロシア連邦の条約による場合のほか、外国にその身柄を引き渡されることはない。

⑥ ロシア連邦は、国外において、その市民に対し保護と庇護を保障する。

第 20 条 共和国はその国籍を定めることができる。共和国の市民は、ロシア連邦の市民である。ロシア連邦の各市民は、当該の共和国の市民と同様の権利を享受し、同様の義務を負う。

② 共和国は、ロシア連邦の国籍に由来する権利および自由を制限し、もしくは取り消し、または義務を変更しもしくは取り消すことはできない。

第 21 条 ロシア連邦の市民は、連邦法律またはロシア連邦の条約にしたがい、外国の国籍をもつことができる。

② ロシア連邦の市民が外国の国籍を有することにより、その権利および自由を軽視されることはなく、ロシア連邦の国籍に由来する義務をまぬがれることはない。

第 22 条 ロシア連邦の領土内に法的根拠をもって在住する外国市民および無国籍者は、ロシア連邦の市民と平等の権利および自由を享受し、義務を負う。ただし、ロシア連邦憲法および連邦法律ならびにロシア連邦の条約に定めがある場合はこのかぎりではない。

第 23 条 ロシア連邦は、外国の市民および無国籍者に対し、連邦法律および一般に承認された国際法の規範にしたがい、避難権を与える。

② 政治的信念および連邦法律によって犯罪と認められていない行為に対して追及される者を外国に引き渡すことは、これを認めない。

③ 犯罪の嫌疑をかけられた市民の引き渡しは、連邦法律またはロシア連邦の条約に基づ

いてこれを行う。

第 2 4 条 各人は、生命の権利を有する。何人も恣意によって生命を奪われることはない。

② 死刑は、人への特別に重大な犯罪に対する例外的措置として連邦法律によってこれを定め、陪審裁判の判決によってのみこれを言渡すことができる。

第 2 5 条 各人は、自由および人身の不可侵に対する権利を有する。

② 勾留を含む自由の制限は、裁判所の決定がある場合にのみこれを認める。裁判所の決定があるまで、市民は 4 8 時間以上勾留されることはない。勾留の適法性は、裁判所がこれを審査する。

③ 何人も、暴力、拷問およびその他の残酷なもしくは人間的尊厳を傷つけるような待遇または刑罰を受けることはない。

④ 何人も、意思に反して、学術、医療およびその他の実験の対象とされることはない。

第 2 6 条 各人は、私生活 [プライバシー] の不可侵、書簡、郵便、電話、電信およびその他の通信の秘密に対する権利を有する。

② 各人は、その名誉および名声を保護する権利を有する。プライバシーに関する情報の収集、保管、利用および流布は、市民の同意なしにはこれを認めない。

③ 国家機関、企業、施設、団体および公務員は、市民に対して、その権利および自由にかかわる文書および資料にアクセスする機会を提供しなければならない。を閲覧し、管理している自己の情報を入手する権利を有する。

第 2 7 条 住居は、不可侵である。何人も、そこに居住する市民の意思に反して住居に立ち入る権利を有しない。

第 2 8 条 各人は、ロシア連邦の領域において、移動の自由、滞在地および居住の選択の自由に対する権利、ならびに自由に出国する権利を有する。

地合法的に在住する各人は、ロシア連邦の国内における移動の自由ならびに旅行および居住地選択の自由の権利を有する。

② ロシア連邦の市民は、ロシア連邦に障壁なく帰国することができる。

第 2 9 条 各人は、言論の自由、およびその意見を支障なく表現する権利、ならびに法律に抵触しない任意の方法によって情報を自由に収集し、受領し、普及する権利を有する。

② マスメディアの自由は、これを保証する。検閲およびマスメディアの独占は、これを禁止する。

第 3 0 条 各人は、良心の自由、すなわち任意の宗教を自由に信仰し、またはいかなる宗教も信じない権利を保証される。

第 3 1 条 各人は、自由に自己の民族的帰属を決定する権利を有する。何人も、その民族的帰属の決定および表明を強制されることはない。各人は、母語を使用し、ならびに交渉、養育、教育および創造活動における言語を自由に選択する権利を有する。

② 民族的尊厳の侮辱は、これを禁止する。

第 3 2 条 ロシア連邦の市民は、法律にしたがって、選挙制の国家機関および地方自治機関の選挙権を有し、またこれらに選出されることができ、ならびにレフェンダムに参加する権利を有する。

② 選挙およびレフェンダムには、18歳以上のロシア連邦の市民が参加する。裁判所によって行為無能力と宣告された市民は、選挙権および被選挙権、レフェンダムへの参加権を行使することはできない。裁判所の判決により自由制限施設に収容されている市民は、被選挙権を有しない。

第 3 3 条 市民は、平和的に武器を携帯しないで集合する権利を有する。市民は、権力への事前の届け出（通告）を条件に、集会、街頭行進および示威行動ならびにピケッティングを行うことができる。これらの実施手続は、連邦法律によってこれを定める。

第 3 4 条 市民は、団結の権利を有する。何人も、いかなる団体でこれに加入し、または退会することを強制されることはない。

第 3 5 条 市民は、国家機関、地方自治機関および公務員に対し、個人として申立てを行い、個人的または集団的な請願（陳情）を行う権利を有する。これらの機関および公務員は、その権限の範囲内でこの請願を審理し、このことに関する決定を下し、所定の期間内に理由を付した回答を行わなければならない。

第 3 6 条 各人には、経済的自由、すなわち、法律が禁止していない任意の経済活動のためにその財産および能力を自由に使用する権利がある。

② 国家は、消費者の権利を擁護し、その権利の保護の社会的諸形態を支援する。

第 3 7 条 各人は、所有者となる権利、すなわち個人として、または他の者と共同して、財産を保有し、使用し、処分する権利を有する。

第 3 8 条 労働は自由であり、これを奨励する。強制労働は、これを禁止する。

② 各人は、労働に対する権利、すなわちその労働能力を自由に使い、活動および職業を選択する権利を有する。

③ 各人は、安全および衛生上の要請を満たす労働条件、いかなる差別もない、労働者およびその家族の十分な生活を保障する公正な労働報酬、ならびに不当解雇からの保護および失業の際の援助に対する権利を有する。

- ④ 労働に関する個人的労働契約（契約）および労働協約の自由は、これを保証する。
- ⑤ 市民は、国家的勤務に就業する平等の機会に対する権利を有する。
- ⑥ ストライキの権利は、連邦法律の定める手続により、これを認める。

第 39 条 各人は、休息の権利を有する。労働契約による労働者は、連邦法律の定める一継続労働時間、休日および祝日、年次有給休暇、ならびに一定の作業のための短縮労働日を保障される。

第 40 条 各人は、健康保護の権利を有する。無償または有償の医療サービスを含むすべての形態の医療援助は、これを保証する。国家は、市民の義務的医療保険を実現する。国家および自治体の施設における医療援助は、ロシア連邦市民に無償でこれを提供する。

- ② 健康の増進、体育およびスポーツの発展を推進する活動は、これを奨励する。
- ③ ロシア連邦の条約に定めがある場合、ロシア連邦の市民ではない者にも、無償の医療援助を行うものとする。

第 41 条 各人は、快適な環境に対する権利、および環境法違反によってその健康または財産が被った損害の補償を求める権利を有する。

第 42 条 各人は、老齢による場合、ならびに労働能力の喪失もしくは扶養者を失った場合、または法律の定めるその他の場合に、社会保障を受ける権利を有する。

- ② 年金、一時的労働不能手当、その他の基本的な手当は、人にふさわしい生活を維持するに十分な生活水準を保障するものとする。
- ③ 国家は、市民の社会保険を実施し、子ども、障がい者および年配者（高齢者）の社会的保護を保障し、任意の社会保険、追加的な社会支援および慈善事業の創設を奨励する。

第 43 条 国家は、その自己所有への有償または無償のアパートおよび家屋の自己所有への移転、豊かな暮らしでない人に対する国家および自治体のファンドによる手頃な家賃または無料で利用できる住居の提供を含め、市民に快適な住居を保障する措置を講ずる。

第 44 条 各人は、教育に対する権利を有する。国家および自治体の教育機関において、誰もが入学できる無償の就学前教育、普通中等教育および中等職業教育を保障する。

- ② 普通基礎教育（初等）は義務的である。親またはそれに代わる者は、子どもが普通初等教育を受ける事を保障しなければならない。
- ③ 各人は、選抜原則に基づき、無料で、国家または自治体の教育施設において高等教育を受けることができる
- ④ 国立、公立、私立およびその他の学校の条件、組織および活動の手続は、連邦法律によってこれを定める。

第 4 5 条 文学、芸術、学術、技術における想像の自由、ならびに知的所有権は、法律によってこれを保護する。

② 市民は、文化生活への参加および文化施設の利用、文化的価値への平等のアクセスに対する権利を有する。

③ 各人は、歴史的および文化的遺産の保護に配慮し、歴史、文化および自然の記念物を大切にしなければならない。

生活に参加し、文化施設を利用する権利を有する。

第 4 6 条 国家は、人の権利および自由の擁護を保証する。

② 各人は、裁判およびその他法律が定めるすべての方法によって、その権利および自由を擁護することができる。

③ 各人は、その健康、名誉および名声、ならびに財産において違法に被った損害の補償を求める権利を有する。

④ 権力による犯罪および越権行為（権限愉悅）の被害者の権利は、法律によってこれを保護する。国家は、そのことに罪のある者および国家の負担で、裁判への参加および被った損害の補償を保障する。

⑤ 各人は、裁判所においてその権利の擁護が否認された場合、ロシア連邦の条約にしたがい、人と市民の権利および義務の擁護に関する国際機関に訴えることができる。

⑥ 権利および自由の実現の条件および手続は、法律によってこれを定める。ロシア連邦憲法第 1 6 条、2 1 条、2 6 条、2 7 条、2 8 条に掲げる権利および自由の個々の制限は、他の市民の権利および法律が保護する利益の擁護、国家体制、安全保障および社会秩序の擁護、健康および道徳の保護のために必要な場合に、連邦法律によってこれを行うことができる。

第 4 7 条 各人は、権利および自由の行使および擁護のために、法律援助を受ける権利を保障される。法律が定める場合、法律援助は無料で行われる。

② 犯罪実行のかどで逮捕され、勾留され、または起訴された者は、それぞれ逮捕、勾留または被疑事実の告知のときから防御人（弁護士）の援助を利用する権利を有し、防御人抜き供述を拒否することができる。

第 4 8 条 各人は、その事件につき、裁判所において審理を受ける権利を有する。

② 何人も、その犯罪が連邦法律の定める手続により立証され、裁判所の判決によって確定するまでは、その犯罪実行において有罪とされ、および刑罰を受けることはない。

③ 各人は、連邦法律の定める手続により、その裁判（訴訟）事件の再審理を請求する権

利を有する。

④ 被疑者および被告人は、減刑または特赦を求める権利を有する。

⑤ 何人も、同一の違法行為に対し重ねてその刑事責任またはその他の責任を問われることはない。

第 49 条 法的責任を定め、または強化した法律は、遡及効を有しない。

② 何人も、その行為の遂行時に違法とされない行為についてその責任を問われることはない。違法行為をなした後に、連邦法律により、その行為に対する責任が廃止され、または軽減された場合は、その法律を適用するものとする。

第 50 条 何人も、本人、配偶者および近親者に不利な証言を行う義務はない。証言する義務を免れるその他の場合は、連邦法律によってこれを定める。

② 連邦法律に違反して得られた証拠は、法的効力を有しない。

第 51 条 各人は、ロシア連邦憲法を遵守し、市民の権利および自由を尊重しなければならない。法律の定める義務を負う。

② 法律またはその他の公布された規範的アクトの不知は、その違反に対する責任を免れるものではない。

③ 明白に違法な命令の執行は、法律によりその責任を問われる。

第 52 条 祖国の擁護は、ロシア連邦市民の崇高な責務である。

② ロシア連邦の市民は、連邦法律にしたがい、兵役に就く。市民は、その信条および信仰が兵役と矛盾する場合、ならびに連邦法律に定めるその他の場合、その兵役を他の非軍事的〔市民的〕業務に代替する権利を有する。

第 53 条 各人は、自然および環境を保護し、動植物界、その他の天然資源（自然の多様性）を大事にしなければならない。

第 54 条 ロシア連邦の市民は、連邦法律にしたがって、陪審員として裁判の執行に参加する市民的義務を負う。

第 3 章 連邦体制

第 55 条 ロシア連邦は、連邦国家として、共和国、地方(クライ)、州、連邦的意義を有する市、自治州、自治管区からなる。

② ロシア連邦構成主体は、独立してその領域編成を決定する。

第 56 条 ロシア連邦を構成するのは、以下の構成主体である。

共和国：アディゲヤ共和国（アディゲヤ）、アルタイ共和国、バシコルトスタン共和国、ブリヤートリア共和国、ダゲスタン共和国、イングーシ共和国、カバルダ・バルカル共和国、

カルムィキア共和国＝ハルムク・タングチ、カラチャイ・チェルケス共和国、カレリア共和国、コミ共和国、マリー・エル共和国、モルドヴィア共和国、サハ共和国（ヤクーティア）、北オセート共和国、タタールスタン共和国（タタールスタン）、トゥーヴァ共和国、ウドムルト共和国、ハカシア共和国、チェチニャ共和国、チュヴァシ共和国＝チャヴァシ共和国

地方(ｸﾗｲ)：アルタイ地方、クラスノダール地方、クラスノヤール地方、プリモール地方、スタヴロポリ地方、ハバロフスク地方

州：アムール州、アルハンゲリスク州、アストラハン州、ベルゴロド州、ブリャンスク州、ヴラジーミル州、ヴォルゴグラード州、ヴォログダ州、ヴォロネジ州、イヴァノヴォ州、イルクーツク州、カーニングラード州、カルーガ州、カムチャツカ州、ケメロヴォ州、キーロフ州、コストロマ州、クルガン州、クールスク州、レニングラード州、リペツク州、マガダン州、モスクワ州、ムルマンスク州、ニジニー・ノヴゴロド州、ノヴゴロド州、ノヴォシビルスク州、オムスク州、オレンブルグ州、オリョール州、ペンザ州、ペルミ州、プスコフ州、ロストフ州、リャザン州、サマーラ州、サラトフ州、サハリン州、スヴェルドロフスク州、スモレンスク州、タンボフ州、トゥヴェーリ州、トムスク州、トゥーラ州、チュメニ州、ウリヤノフスク州、チェリャービンスク州、チタ州、ヤロスラーヴリ州

連邦的意義を有する都市：モスクワ市、サンクト・ペテルブルグ市

自治州：ユダヤ自治州

自治管区：アギンスキー・ブリヤート自治管区、コミ・ペルミヤーク自治管区、コリヤーク自治管区、ネネツ自治管区、タイムイル（ドルガン・ネネツ）自治管区、ウスチ・オルディノ・ブリヤート自治管区、ハントウイ・マンシー自治管区、チュコトカ自治管区、エヴェンキ自治管区、ヤマロ・ネネツ自治管区

② ロシア連邦憲法を承認する国家は、その要望により、ロシア連邦に加入することができる。国家のロシア連邦への加入の承認は、連邦法律に基づいてこれを行う。

第 5 7 条 ロシア連邦を構成する共和国は、独自の憲法を有する国家である。

② 地方(ｸﾗｲ)、州、自治州、自治管区は、国家・領域的単位である。

③ ロシア連邦の構成主体の法的地位は、ロシア連邦憲法の該当する条項によってこれを定め、その同意なしにこれを変更することはできない。

④ ロシア連邦のすべての構成主体は、社会・経済領域において平等の権利を享受する。

第 5 8 条 ロシア連邦構成主体の領域、ロシア連邦の領海は、ロシア連邦の統合した単一の領土を構成するロシア連邦構成主体の領域は、その同意なしにこれを変更することはできない。

② その領域の縮小につながるロシア連邦の国境の変更は、その変更に影響を受けるロシア連邦構成主体の住民のレフェレンダムによるしかるべき意思表示およびロシア連邦の人民のレフェレンダムによるしかるべき事後的な意思表示なしには、これを認めない。

③ 連邦構成主体のあいだの境界は、この変更に関するロシア連邦最高会議の同意を得て、その相互協定にしたがってこれを変更することができる。

第 5 9 条 ロシア連邦構成主体における国家権力のシステムは、人民権力、共和政体、権力分立に関するこの憲法の規定にしたがってこれを確立する。

② ロシア連邦構成主体においては、国家権力の代表期間および失行権力の長が選挙され、政府（行政庁）が組織される。

③ ロシア連邦構成主体の筆耕権力の長および政府（行政庁）は、単一のロシア連邦の執行権力のシステムに入る。

第 6 0 条 地方における連邦国家権力の権限は、連邦の地方機関がこれを行行使する。

② ロシア連邦の大統領および政府は、ロシア連邦憲法にしたがい、ロシア連邦の全領域において連邦国家権力の権限の行使を保障する。

③ ロシア連邦の連邦国家権力期間とロシア連邦構成主体の国家権力期間のあいだの管轄事項の区分は、条約（ロシア連邦憲法第 9 章、1 0 章および 1 1 章）にしたがってこれを行う。

第 4 章 ロシア連邦大統領

第 6 1 条 ロシア連邦大統領は、国家元首として、ロシア連邦憲法の遵守、市民の権利および自由を保障し、憲法にしたがって、ロシア連邦の主権、その独立および国家的統一の保護に関する措置を講ずる。

② ロシア連邦の最高の公務員であり、大統領は、国内および国際関係においてロシア連邦を代表する。

第 6 2 条 ロシア連邦大統領は、5 年の任期で、これを選出する。大統領は、連続 2 期を越えて大統領の職にこれを選挙することはできない。

② ロシア連邦大統領には、ロシア連邦に 1 0 年以上居住する 3 5 歳以上 6 5 歳以下のロシア連邦市民が、これに選挙することができる。

③ ロシア連邦大統領は、代議員となることはできない。

④ ロシア連邦大統領の選挙手続は、連邦法律によってこれを定める。

第 6 3 条 ロシア連邦大統領は、宣誓のときからその職に就く。ロシア連邦大統領は、その就任に際し、次のような宣誓を行う。

「私は、・・・ロシア連邦大統領に就任するにあたり、の名誉と良心にしたがい、ロシア連邦、その多民族からなる人民に忠実に奉仕し、ロシア連邦市民の権利および自由を保護し、ロシア連邦憲法を執行し、擁護することを、ここに厳粛に誓います。」

② 宣誓は、ロシア連邦最高会議の両院およびロシア連邦憲法裁判所の合同会議において、ロシア連邦大統領選挙の日から 3 0 日以内に、これを行うものとする。

③ ロシア連邦大統領は、不逮捕特権を有する。

第 6 4 条 ロシア連邦大統領は、

1) ロシア連邦最高会議に対し、ロシア連邦政府の議長（首相）の職の任命のための候補者を提案し、

2) ロシア連邦最高会議に対し、ロシア連邦政府の信任またはその総辞職に関する提案を行い、

3) ロシア連邦最高会議に対し、ロシア連邦中央銀行総裁を任命するためにその候補者を提案し、

4) ロシア連邦首相の提案により、最高会議の同意を得て、連邦大臣および連邦の長官を任命し、罷免し、

5) ロシア連邦最高会議に対し、ロシア連邦憲法裁判所、ロシア連邦最高裁判所、ロシア連邦最高仲裁裁判所の裁判官およびロシア連邦検事総長を任命するためにその候補者を提案し、

6) ロシア連邦軍の最高の公務員を任命し、罷免し、

7) 外国および国際組織におけるロシア連邦の外交代表を任命し、または召喚し、

8) ロシア連邦大統領府の長官およびその他の公務員を任命し、罷免する。

第 6 5 条 ロシア連邦大統領は、

1) ロシア連邦最高会議の同意により、ロシア連邦レフェンダムを公示し、

2) 炉者連邦最高会議にロシア連邦の内外政策に関する年次教書を提出し、

3) 連邦法律の制定後にこれに署名する。

第 6 6 条 ロシア連邦大統領は、国家の名において国際関係において発言し、ロシア連邦の条約に署名する。

② 外国の外交代表および国際組織の全権代表は、ロシア連邦大統領がその信任条を受理する。

第 6 7 条 ロシア連邦大統領は、

1) ロシア連邦軍の最高司令官であり、

2) 侵略またはその直接的脅威がある場合、ロシア連邦の領域またはその一部に戒厳令を発し、速やかにロシア連邦最高会議の承認を得るものとし、

3) ロシア連邦憲法および連邦法律が定める緊急の事態において、その定める手続きにより、非常事態宣言を行い、速やかにロシア連邦最高会議の承認を得るものとし、

4) 連邦法律に従って設置されるロシア連邦安全保障会議を指導する。

第 6 8 条 ロシア連邦大統領は、

- 1) ロシア国籍、ならびに外国市民および無国籍者の避難受け入れの問題を解決し、
- 2) 国家勲章を授与し、ロシア連邦名誉称号を定め、
- 3) 特赦を行う。

第 69 条 ロシア連邦大統領は、ロシア連邦の執行権力の国家機関とロシア連邦構成主体のあいだ、ならびにロシア連邦構成主体の執行権力の国家機関のあいだの紛争の調停者となる。

② 合意に至らなかった場合は、これをロシア連邦憲法裁判所の審理に付すものとする。

③ 国家の執行権力機関または地方自治機関によって憲法、連邦法律に違反し、または人と市民の権利および自由を侵害する決定が採択された場合、ロシア連邦大統領は、この決定の効力を停止することができる。

第 70 条 ロシア連邦大統領は、ロシア連邦の全領域においてその執行が義務づけられる大統領令および命令を公布する。

② ロシア連邦大統領の大統領令および命令は、ロシア連邦憲法および連邦法律に反することはできない。それがロシア連邦憲法、連邦法律に違反する場合、ロシア連邦憲法、連邦法律の条項が適用される。

第 71 条 ロシア連邦大統領の権限は、辞職、罷免、長期の病気によるその職務遂行の不能および脂肪の場合に、これを停止する。ロシア連邦大統領の選挙は、前段の事情のいずれかの事情が生じた日から 6 週間以内にこれを実施する。

② ロシア連邦大統領は、ロシア連邦憲法、連邦法律および自身の行った宣誓の故意による違反があった場合、これを罷免することができる。罷免の決定は、ロシア連邦憲法裁判所の判断に基づき、ロシア連邦最高会議が、各院に選ばれたロシア連邦人民代議員の総数の 3 分の 2 の投票をもってこれを採択する。

③ ロシア連邦大統領の権限が停止された場合、その権限は、連邦会議議長がこれを行使し、それが不可能な場合には、国家会議議長がこれを行う。

第 5 章 ロシア連邦最高会議

第 72 条 ロシア連邦の最高の代表制および立法の機関は、ロシア連邦最高会議、すなわち連邦議会である。

② ロシア連邦最高会議は、4 年任期で選挙される常時活動する機関である。ロシア連邦最高会議の選挙は、ロシア連邦人民代議員の任期が切れる年の 3 月の第 3 日曜日にこれを行う。

③ ロシア連邦人民代議員の選挙手続は、連邦法律によってこれを定める。

④ ロシア連邦最高会議は、選挙の日から30日目にこれを招集する。

第73条 ロシア連邦最高会議は、国家会議および連邦会議の平等な2院からこれを構成する。

② 国家会議は、統一した代表基準に基づく地域選挙区ごとに選挙される300人のロシア連邦人民代議員によって構成される。

③ 連邦会議は、ロシア連邦構成主体ごとに2人の基準で選挙されるロシア連邦人民代議員によって構成される。

④ ロシア連邦最高会議は、両院のいずれか一方においてその構成員の4分の3が選出された場合、その権限を行使することができるものとする。

第74条 ロシア連邦最高会議—連邦議会は、

1) ロシア連邦憲法を制定し、その改正を行い、

2) 人と市民の権利、自由および義務、ならびにロシア連邦の管轄に属するその他の問題に関する立法上の規制を行い、

3) ロシア連邦大統領の同意を得て、ロシア連邦のレフェレンダムを公示し

4) 憲法の定める場合、ロシア連邦大統領の選挙を公示し、

5) ロシア連邦大統領の提案により、ロシア連邦政府議長（首相）を指名し、ロシア連邦政府副議長（副首相）、連邦大臣および連邦官庁長官の任命ならびにその罷免（罷免）に同意を与え、ロシア連邦憲法裁判所、ロシア連邦最高裁判所、ロシア連邦最高仲裁裁判所の裁判官を任命し、ロシア連邦中央銀行総裁、ロシア連邦検事総長を任命し、およびこれを罷免し、

6) ロシア連邦の大統領、ロシア連邦憲法裁判所、ロシア連邦最高裁判所およびロシア連邦最高経済裁判所の裁判官を、ロシア連邦憲法および連邦法律に定める事由および手続により罷免し、

7) 連邦構成主体の代表制国家機関のアクトが、ロシア連邦憲法および連邦法律に適合しない場合、その効力を停止し、

8) 大赦令を布告し、

9) ロシア連邦憲法、連邦法律の定めるその他の権限を行使する。

第75条 ロシア連邦最高会議は、ロシア連邦憲法に特段の定めがない限り、その各院に選出された人民代議員の投票の多数（過半数）によって、連邦法律、決定、声明、宣言、アピールを採択する。

② ロシア連邦憲法の改正に関する連邦法律は、ロシア連邦最高会議の各院に選挙された

人民代議員の投票の3分の2によってこれを制定する。

③ ロシア連邦最高会議の両院は、それぞれに会議を行う。両院合同会議は、ロシア連邦大統領とロシア連邦憲法裁判所の教書、ロシア連邦政府の報告を聴き、両院の決定によるその他の場合に、これを開催することができる。この両院合同会議は、両院の議長が交代でその議長をつとめる。

④ 両院の活動および合同会議の開催の手続は、それぞれのしかるべき議事規則によってこれを定める。

第76条 ロシア連邦の最高会議の各院は、常任委員会および臨時の委員会を設置し、各院の議長および副議長を選出し、罷免する。

② 両院は、両院合同常任委員会を設置することができる。

③ 両院、その委員会、合同常任委員会は、立法活動を行い、法律の執行を点検し、議会聴聞（公聴会）を開催する。

④ 両院は、合同会議において、ロシア連邦最高会議の機構および職員を承認し、機構の長を任命する。

第77条 ロシア連邦最高会議における立法発議権は、ロシア連邦人民代議員、常任委員会、両院合同委員会、国家会議、連邦会議、ロシア連邦大統領、ロシア連邦憲法裁判所、ロシア連邦最高裁判所、ロシア連邦最高仲裁裁判所、ロシア連邦検事総長、ロシア連邦構成主体の代表制権力機関に属する。

② ロシア連邦の全領域で活動する社会団体は、その規約に定める範囲内で、立法発議権を有する。

③ ロシア連邦最高会議におけるロシア連邦憲法の改正提案は、次の場合にのみこれを行うことができる。

- 1) ロシア連邦の選出された代議員の3分の1以上
- 2) ロシア連邦大統領
- 3) ロシア連邦憲法裁判所
- 4) ロシア連邦構成主体の代表制機関

④ ロシア連邦憲法の改正提案は、ロシア連邦最高会議の両院によって、その提案後の6ヶ月以降にこれを審議するものとする。

⑤ ロシア連邦憲法の改正提案が、上程後1年以内に、ロシア連邦最高会議がしかるべき法律を採択しない場合は、提案は否決されたものとし、その日から1年間はこれを再び上程することはできない。

⑥ 立法発議権は、連邦法律の定める手続によってこれを行行使する。

第 7 8 条 採択された連邦法律は、大統領の署名のために 7 日以内にこれをロシア連邦大統領に送致する。

② 大統領がその受領の日から 1 4 日以内にこの法律(またはその一部)を拒否する場合、ロシア連邦最高会議は、この法律を再審議にかける。再審議において法律がそれぞれの院のロシア連邦人民代議員の投票の多数でふたたび採択された場合、ロシア連邦大統領は 3 日以内にこれに署名するものとする

第 7 9 条 ロシア連邦の管轄またはロシア連邦と連邦構成主体の共同管轄に属する問題は、これをロシア連邦のレフェレンダムに付することができる。同時に、人と市民の権利および自由の制限、予算、税および手数料、大赦、特赦、非常事態または戒厳令の導入に関する問題は、これをロシア連邦のレフェレンダムに付することはできない。

② ロシア連邦のレフェレンダムの実施の事由および手続は、連邦法律によってこれを定める。

第 8 0 条 ロシア連邦人民代議員に選挙できるのは、2 1 歳に達した選挙権を有するロシア連邦市民である。

② ロシア連邦人民代議員は、同時にロシア連邦最高会議の両院の代議員となることはできない。

③ ロシア連邦人民代議員は、代議員不逮捕特権を有する。代議員は、院の同意なしに、身体検査を受け、逮捕され(現行犯逮捕を除く)、勾留され、搜索、身体検査、裁判手続により課せられる行政罰を受けることはなく、刑事責任を問われることはない。

④ ロシア連邦人民代議の地位は、連邦法律によってこれを定める。

第 6 章 ロシア連邦政府

第 8 1 条 ロシア連邦政府は、ロシア連邦における執行権力を代表し、これを行行使する。

② ロシア連邦政府は、政府議長、副議長および連邦大臣からこれを構成する。

③ その他のロシア連邦の中央機関およびロシア連邦構成主体の国家執行権力機関の長は、連邦法律の定める手続により、ロシア連邦政府の構成に加わることができる。

第 8 2 条 ロシア連邦政府議長は、ロシア連邦最高会議によって、ロシア連邦大統領が候補者を提案した日から 2 週間以内にこれを任命する。

② ロシア連邦大統領は、その提案した候補者が否認された場合、1 ヶ月以内に、ロシア連邦最高会議の各院の事前の意見を考慮して他の候補者を提案する

第 8 3 条 ロシア連邦政府は、

- 1) 連邦予算案を作成し、それをロシア連邦最高会議に提案し、承認された連邦予算を執行し、
- 2) 統一した金融、信用および通貨政策を実施し、連邦税および手数料の収入を保障し、
- 3) 文化、学術、教育、保健、社会保障およびその他の社会・文化領域の発展に関する措置を講じ、
- 4) 連邦財産およびそれに基礎をおく経済の国家セクターの管理を組織し、実施し、
- 5) 連邦構成主体と共同して、市民の権利および自由の保障、財産および社会秩序の維持、犯罪対策に関する措置を講じ、
- 6) 国防および国家安全保障を保障し、ロシア連邦の対外政策を実現し、
- 7) ロシア連邦憲法および連邦法律の定めるその他の権限を行使する。

第 8 4 条 ロシア連邦政府議長は、政府の活動につきその責任を負う。

- ② 連邦大臣は、その対応する管理領域における国家政策をロシア連邦政府が実現することに対してその責任を負う。

第 8 5 条 ロシア連邦政府は、ロシア連邦憲法、連邦法律、ロシア連邦大統領令に基づき、その執行において、決定および処分を公布し、その執行を保障する。

- ② ロシア連邦政府の決定および処分は、ロシア連邦の全領域において義務的であり、ロシア連邦憲法、連邦法律およびロシア連邦大統領令に反することはできない。それがロシア連邦憲法、連邦法律およびロシア連邦大統領令に抵触する場合は、ロシア連邦の憲法、連邦法律、大統領令の規範が効力を有する。

第 8 6 条 ロシア連邦政府またはその議長は、辞表を提出することができ、ロシア連邦大統領の提案によりロシア連邦最高会議がこれを決定し、または否認する。

- ② ロシア連邦政府議長の辞職は、政府の総辞職をとみなう。
- ③ ロシア連邦政府副議長および連邦大臣の辞職は、ロシア連邦政府議長の提案によりロシア連邦大統領がこれを決定する。
- ④ ロシア連邦最高会議は、ロシア連邦大統領の提案またはロシア連邦人民代議員の提案により、ロシア連邦政府、その議長、個々の政府構成員の不信任を表明することができる。
- ⑤ ロシア連邦最高会議においてその提案後 2 週間以内に、ロシア連邦政府の不信任に関するロシア連邦大統領の提案もしくはその辞表の受理が承認されない場合、または審議されない場合、ロシア連邦大統領は、ロシア連邦政府の不信任またはその辞職に関してこれを公示することができる。

第7章 裁判権

第87条 ロシア連邦における裁判は、裁判所が行う。

② ロシア連邦における裁判制度は、ロシア連邦憲法および連邦法律によってこれを定める。特別裁判所の設置はこれを認め合ない。

第88条 裁判官となることができるのは、25歳上で、法学の高等教育を修了し、5年以上の法律専門職の実務経験をもつロシア連邦の市民である。裁判官に関する追加的な要請は、連邦法律によってこれを定めることができる。

第89条 裁判官は、終身である。

② 裁判官の権限は、連邦法律の定める事由および手続によってのみこれを中止し、または停止する。

第90条 裁判官は不可侵である。

② 裁判官は、連邦法律が定める当該の裁判機関の同意なしに、身体検査を受け、逮捕され（現行犯逮捕を除く）、勾留され、搜索、身体検査、裁判手続により課せられる行政罰を受けることはなく、刑事責任を問われることはない。

第91条 裁判官は、独立であり、ロシア連邦憲法および法律のみにしたがう。

第92条 何人も、当該事件の裁判管轄権のある裁判所において、権限を有する裁判官による事件の審理を求める権利を奪われることはない。

② 被疑者および被告人は、連邦法律の定める場合に、陪審裁判によって事件の審理を受ける権利を有する。

第93条 連邦法律が定める場合を除き、すべての裁判所において、事件の審理は公開である。

② 第一審の裁判所における刑事事件の当事者の欠席裁判は、禁止する。

第94条 ロシア連邦憲法裁判所は、憲法体制の擁護に関する裁判権力の最高機関である。

② ロシア連邦毛嚢裁判所は、15人の裁判からこれを構成する。

③ ロシア連邦憲法裁判所は、連邦国家機関のあいだ、連邦国家機関とロシア連邦構成主体の国家機関のあいだ、ロシア連邦構成主体の国家機関のあいだの権限をめぐる紛争を解決する。

第95条 ロシア連邦憲法裁判所は、以下の事項の憲法適合性に関する事件を解決する。

- 1) 連邦法律およびロシア連邦最高会議のその他のアクト
- 2) ロシア連邦大統領、ロシア連邦政府、その他の連邦執行権力機関のアクト
- 3) 共和国の憲法、地方(クライ)、州、連邦的意義を有する市の憲章、自治州、自治管区に

関する連邦法律、それらの代表制機関および執行機関のその他のアクト

- 4) ロシア連邦とロシア連邦構成のあいだの条約
- 5) ロシア連邦構成主体のあいだの条約
- 6) ロシア連邦の条約
- 7) 政党およびその他の社会団体
- 8) 法適用実務

② ロシア連邦憲法裁判所は、以下の事件について判断する。

1) 国家医事委員会の提案にしたがい、しかるべき連邦公務員が健康状態によりその職務上の権限の行使に耐えうるか否か

2) 連邦公務員の罷免事由の存否

3) 調印したロシア連邦の条約で、批准または承認されていない条約の憲法適合性

4) 連邦法律の一般に承認された国際法の原則および規範、ロシア連邦の批准した条約への適合性の有無

③ ロシア連邦憲法裁判所は、ロシア連邦憲法の一般的な拘束力のある解釈を与える。

第 9 6 条 ロシア連邦最高裁判所は、民事事件、刑事事件、行政事件および一般管轄裁判の対象となる事件に関する最高の裁判機関である。

② ロシア連邦最高裁判所は、一般裁判管轄の裁判所の活動に対する監督を行い、訴訟事件の解決の際に拘束力を有する裁判確認を定める。

第 9 7 条 ロシア連邦最高仲裁裁判所は、経済紛争および仲裁裁判所によって審理されるその他の事件に関する最高の裁判機関である。

② ロシア連邦最高仲裁裁判所は、仲裁裁判所の活動に対する裁判監督を行い、仲裁事件の解決の際に拘束力を有する裁判確認を定める。

第 9 8 条 ロシア連邦憲法裁判所、ロシア連邦最高裁判所、ロシア連邦最高仲裁裁判所の裁判官は、ロシア連邦大統領の提案によりロシア連邦最高裁判所がこれを任命する。

② その他の裁判所の連邦裁判官は、ロシア連邦大統領がこれを任命する。

③ ロシア連邦憲法裁判所、ロシア連邦最高裁判所、ロシア連邦最高仲裁裁判所の権限、設置および活動の手続は、連邦法律によってこれを定める。

第 9 9 条 犯罪事件の審理の適法性に対する監督、裁判所における公訴の維持、裁判所における国家の利益の主張、裁判所における国家機関、地方自治機関および公務員の違法行為の異議申し立ては、ロシア連邦検察機関がこれを行う。

② ロシア連邦検事総長およびその管轄下にある検事は、裁判所の監督のもとにその活動を行う。

- ③ ロシア連邦検事総長は、ロシア連邦大統領の提案により、ロシア連邦最高会議がこれを任命し、罷免する。
- ④ ロシア連邦検察機関の権限、設置および活動の手続は、連邦法律によってこれを定める。

第8章 地方自治

第100条 地方自治は、ロシア連邦構成主体において区分される、市、地区、村、村（アウラ）、町およびその他の地域単位においてこれを実施する。

② 地方自治の実現のために、住民の民族的（エスニック）構成を考慮して、民族地区およびその他の民族・領域単位を設置することができる。

第101条 地方自治は、住民が、地方代表制機関（市、地区、街、村ソビエトおよびその類似の機関）、地方行政庁、地方レフェレンダム、市民集会および市民総会、その他の直接民主主義の諸形態をとおしてこれを実現する。

② 住民が民族的（エスニックな）、宗教的、文化的およびその他の特殊性を有する領域的単位にあつては、地方の習慣および伝統に対応する地方自治機関を組織することができる。

③ 地方自治機関は、ロシア連邦憲法、連邦法律および共和国憲法、その他のロシア連邦構成主体の規範的アクトによって与えられ、それらの認める範囲において、自主的に、かつ連邦国家権力機関、ロシア連邦構成種他の国家権力機関から独立して活動する。

④ 地方自治の原則は、連邦法律によってこれを定める。

第102条 地方自治の管轄事項は、以下のとおりである。

- 1) 地方予算、地方税および手数料
 - 2) 自治体財産の管理
 - 3) 社会的法秩序の維持
 - 4) 経済的、社会的、文化的諸問題、自然保護、およびその他の地方的意義をもつ諸問題
- ② 連邦国家権力機関、ロシア連邦構成主体の国家権力機関は、国家権力の一定の権限の行使を地方自治機関へのしかるべき財政保障をともなって移譲し、ならびに経済および社会発展国家プログラムの遂行に同様の条件で地方自体の参加を決定することができる。
- ③ 地方自治機関の決定は、ロシア連邦憲法および連邦法律、ロシア連邦構成主体の法律およびその他の規範的アクトに抵触することはできない。

第2編

第9章 ロシア連邦の連邦国家権力機関とロシア連邦を構成する主権共和

国の権力機関のあいだの管轄事項および権限の区分に関する条約（略） ＜連邦条約へのプロトコール＞

われわれ、1992年3月13日にモスクワで仮調印された連邦条約に署名する権限を有するロシア連邦を構成する共和国の代表は、1992年3月30日の合同協議会において仮調印された連邦条約の審議に際し、連邦条約第1条3項の規定を実現し、ロシア連邦を構成する共和国、自治州および自治管区の代表に対してロシア連邦の最高立法機関のいずれかの院において50%以上の議席の確保を保障する必要があるという点で合意に達した。

アディゲヤ共和国（アディゲヤ）、アルタイ共和国、バシコルトスタン共和国、ブリヤートリア共和国、ダゲスタン共和国、イングーシ共和国、カバルダ・バルカル共和国、カルムィキア共和国＝ハルムク・タングチ、カラチャイ・チェルケス共和国、カレリア共和国、コミ共和国、マリー・エル共和国、モルドヴィア共和国、サハ共和国（ヤクーティア）、北オセート共和国、タタールスタン共和国（タタールスタン）、トゥーヴァ共和国、ウドムルト共和国、ハカシア共和国、チェチニャ共和国、チュヴァシ共和国＝チャヴァシ共和国の全権代表によってロシア連邦と合意された。

第10章 ロシア連邦の連邦国家権力機関とロシア連邦の地方、州、モスクワ市およびサンクト・ペテルブルグ市の権力機関のあいだの管轄事項および権限の区分に関する条約（省略）

＜連邦条約へのプロトコール（省略）＞

第11章 ロシア連邦の連邦国家権力機関とロシア連邦を構成する自治州、自治管区の権力機関のあいだの管轄事項および権限の区分に関する条約（省略）

＊＊連邦条約等のテキストは、KK,т.3, срр.175-179, 185-198, 190-192, 193-198 参照＊＊

第3編

第12章 ロシア連邦憲法の施行

第1条 ロシア連邦憲法は、1993年○月○日に公布され、この憲法に含まれる条約の調印日から施行される第2編の諸規定を除き、公布の日から30日後にこれを施行する。

② ロシア連邦憲法の施行日に、1978年4月12日に制定されたロシア連邦－ロシア憲法（基本法）（その後の改正および補正を含む）は失効する。

③ 新しいロシア連邦憲法の施行日までロシア連邦の全領域で施行されている連邦法律、

その他の規範的アクトは、それらがロシア連邦憲法に抵触しない限りでこれを適用するものとする。

第 2 条 ロシア連邦憲法の規定の実現を保障する連邦法律は、新憲法の施行日から 2 年以内に、これを制定し、または新憲法に適合させる。ロシア連邦構成主体のアクトを含むすべてのその他の法律、その他の規範的アクトは、この期間内にロシア連邦憲法に適合させる。

第 3 条 ロシア連邦最高会議の選挙は、ロシア連邦憲法に基づいて、1994 年 3 月の第 3 日曜日に、ロシア連邦大統領選挙は、1995 年 3 月の第 3 日曜日にこれを行う。

第 4 条 ロシア連邦最高会議の新しい議員が選出されるまで、国家会議の権限は共和国会議が、連邦会議の権限はロシア連邦最高会議民族会議が、これを行使する。

② 大臣会議、すなわちロシア連邦政府は、ロシア連邦憲法の規定にしたがってロシア連邦政府が組織されるまでその権限を執行する。

第 5 条 ロシア連邦人民代議員大会の権限は、ロシア連邦憲法の施行の日に、これを停止する。

第 6 条 ロシア連邦最高会議は、ロシア連邦人民代議員選挙についての連邦法律を 1993 年 11 月 30 日までにこれを作成し、制定するものとする。

<付録>同じくザハロフによる

ロシア連邦憲法制定手続についてのロシア連邦法律

国内の政治危機を克服するために、我が国の基本法の諸草案の審議の結果に基づき、現行憲法にはロシア連邦の新憲法制定のメカニズムが定められていないことを考慮に入れ、人民代議員大会は、新しいロシア連邦憲法の制定手続を以下のように定める。

第 1 条 ロシア連邦人民代議員大会は、その各条項につき、第 6 回ロシア連邦人民代議員大会が承認した憲法草案、およびロシア連邦大統領のイニシャティヴによって策定された憲法草案に基づいてロシア連邦最高会議が準備したロシア連邦憲法会草案を審議する。

第 2 条 ロシア連邦憲法は、ロシア連邦人民代議員大会において、選出されたロシア連邦人民代議員の総数の投票の多数によってこれを制定する。

第 3 条 ロシア連邦憲法が投票の結果採択されない場合、大会が設置する委員会によって 3 日以内にその修正を行うものとする。修正の後に憲法草案はこの法律の第 2 条に定める手続により再投票に付される。

第 4 条 ロシア連邦憲法草案が再投票において否決される場合、この法律の第 1 条に掲げ

るロシア連邦憲法の制定に関する人民代議員大会の権限は、ロシア連邦最高会議に移る。

② ロシア連邦最高会議は、この法律の制定後2週間以内に、憲法草案に関するロシア連邦大統領の提案を考慮して、憲法を制定する。

第5条 この法律は、その制定日からこれを施行する。

ロシア連邦大統領

<付録>同じくザハロフ等による

最高会議の指導のもとに人民代議員および学術・専門家が準備した憲法草案に寄せた 1993.6.4 付説明書

ロシア連邦憲法草案の手直しは、3つの方向でなされた。

- ・草案の詳細な法律・技術上および編集上の修正を加えた
- ・第6回人民代議員大会で承認された憲法草案とロシア連邦大統領のイニシャチヴによる草案の進歩的な諸規定を一本に統合した
- ・第6回人民代議員大会後に制定された新しい法律に含まれる原則的な諸契機を考慮した

2つの草案の分析は、「大統領草案」の一連の規定が将来の炉者連邦憲法の本質的な部分になりうることを証明している。草案の個々の条項、章（編）および規定の内容の比較考察（対照）は、来たるべき憲法の草案の編集を著しく改善する機会となっただけでなく、その諸規範を一層正確かつ簡潔にし、内部的な不一致および幾つかの条項の重複を取り除くだけでなく、「大統領草案」の諸規定を最大限尊重したものである。それは、まず第1に、「大統領草案」の条項の圧倒的部分が、あれこれの形で作業グループによって検討された「憲法体制の原則」と「人と市民の権利、自由および義務」の章にかかわるものである。

憲法草案の審議において交錯し、本質的に類似の規定となった多くの視点が、連邦構造、ならびに連邦権力機関、連邦構成主体の権力機関および地方自治体の権限に関して見られる。こうした事情を考慮して、作業グループは、2つの草案を統合し、それらに基づいて憲法聞きを国府する一定の妥協となる新しい草案を作成しうる可能性があるという結論に達した。

最も複雑であったのは、審議された憲法草案にはその構成に対するアプローチが異なるため、連邦権力機関の組織および憲法上の地位に関連する章である。「大統領草案」における大統領と連邦議会および政府の相互関係の性格は、議会の弱体化と立法、執行および裁判の権力分立原則の侵害を犠牲にして、ロシア連邦大統領に相当に大きな権限を集中するという結論をもたらす。

この草案では、大統領と議会および政府の相互関係がはなはだ矛盾しており、一貫していない。一方では、権力分立原則がうたわれ、他方ではその実現が不可能にする一連の規定（大統領による議会の任期満了前の解散、大統領による議会の同意なしの連邦法律の効力の停止、政府の形成の可能性等々）がある。作業グループは、これらの矛盾を無くし、三権が全体として機能することを保障することが必要性であるということを出発点とした；強い大統領、強い議会および独立した裁判所。

「大統領草案」では、連邦議会の機能の実現において、明白に表現された不平等2つの院（連邦会議と国家会議）に関心が払われている。両院の形成原則、および全国にとってもっとも重要な問題の解決における国家会議に比して連邦会議にかなり大きな権限の付与は、2つの院における首尾一貫した立法過程、および結果として唯一の最高代表制機関としての議会の完璧な活動を保障しないこととなる。事柄の本質上、独立した権限をもった相争う院の設置、すなわち2つの議会が提案されているのである。

代表制（立法）権力の弱화를優先した大統領権力および執行権力の強化は、民主的法治国家を建設するという課題を保障するものではないと考える。

作業グループは、「大統領草案」では議会の両院、代議員、連邦構成主体の立法発議権は不当に制限されていると考えるものである。草案の第101条によれば、連邦予算による歳出を定める法案を議会に提出することができるのは、大統領と政府のみである。大部分の法案はこの基準のもとに含まれ、事実上、議会と代議員は、十分なリップウ活動の実際上の機会を失うことになる。

草案作成の際、こうした理解を考慮して、第6回人民代議員大会が承認し、立法、思考および裁判の権力分立の最適モデルを定めた憲法草案をベースにおいた。

同時に、この草案（人民代議員大会承認草案）はまた、なによりもまず、最高国家権力機関の機能および権限の規定における深刻な欠陥が除去されていないといわなければならない。草案の宣言および饒舌は、将来における憲法の実践的実現および住民の広範な層が憲法を正しく理解することを困難にする。大統領のイニシャティヴによって作成された草案は、この点で、疑いなく優れている；これは簡潔にして、伸びすぎておらず、理解可能である。

権力の正常な機能、権力相互間の衝突の回避のために、新しい草案では2つの憲法草案に連邦条約を含めることにして、周到な連邦議会の権限の規制が加えられた。

代表制機関のシステムは、連邦条約にしたがって整理され、連邦構成主体と地方自治体は、憲法および連邦法律の枠からは出ない限りで、自ら代表制機関および執行機関の組織

の問題を決定する。

「連邦構造」の章は、かなりの修正が加えられた。2つの草案と違い、現在は連邦条約の諸規定が憲法の基本的な編（第2編）の形で有機的に組み込まれている。ロシア連邦構成主体によって署名された条約の形態を変えずに、連邦条約は、憲法にとっての「異物」からその生きた構成部分へと変化を遂げた。こうした観点からすれば、連邦条約に対する大統領（草案）のアプローチがより成功している。

連邦条約の諸規定と憲法の他の章との重複が除かれ、その内容を損なうことなく憲法のテキストがかなりスリム化された。

我々は、提案する憲法草案は、最高会議および人民代議員大会での審議の対象となりうるものとする。

同時に、新憲法制定手続法が作成された。この法律の諸規定は、厳しい内容を含むものではあるが、この問題を長期間にわたって引き延ばさない解決する建設的な方途を示したものである。

ロシア連邦憲法草案とその施行についての法律を添付する。

— 完 —